

資格区分間の 共通・選択申請項目等の整理について

1 申請項目等の設定経緯

2 資格区分間の共通・選択申請項目等の整理について

地方公共団体の実態を踏まえ、物品・役務等の新規申請・更新申請、変更申請及び取消届に係る共通の申請項目・必要書類等を設定

① 新規申請・更新申請

● 共通の申請項目等

(i) 共通申請項目等 (申請項目数 60 / 必要書類数 3)

※ 全地方公共団体共通の申請項目・必要書類

- ➔ 事業者を特定するための情報等を設定 (= 事業者特定情報)
(例) 本社住所、商号又は名称、登記事項証明書

(ii) 選択申請項目等 (申請項目数 347 / 必要書類数 35)

※ 地方公共団体が任意に選択して設ける共通の申請項目・必要書類

- ➔ 適正性審査・格付けのための情報等を設定
(例) 営業年数、製造・販売実績高、納税証明書、財務諸表

共通・選択申請項目等としないもの

- ・ 地方公共団体独自の制度等に関するもの
- ・ 事業者に申請を求めなくとも確認できるもの
- ・ 適正性の審査や格付けに資さないもの
- ・ 申請方法の電子化・オンライン化にそぐわないもの 等

※ 各団体は、共通・選択のほか、必要に応じて独自申請項目等を設定可能

● 共通の営業品目(大分類・小分類)

- ※ 大分類は共通申請項目、小分類の品目は選択申請項目
- ※ 小分類は「生産物分類(2024年設定)」(総務省)を使用して作成

(i) 物品：大分類 32品目 / 小分類 177品目

(ii) 役務：大分類 17品目 / 小分類 144品目

- ・ 「営業品目の希望順位」(5位まで)を選択申請項目として設定
- ・ 小分類の品目ごとに
共通の営業等の許可・認可・登録等の証明書等を設定

② 変更申請

● 共通の変更申請事由

- ・ 申請した共通・選択※・独自※申請項目に変更があった場合
※ 各団体が変更申請を求める場合

● 共通の変更申請項目等

- (i) 共通変更申請項目等 (事業者特定情報、共通項目の変更内容等)
(例) 申請日、本社住所、共通申請項目の変更内容、登記事項証明書

- (ii) 選択変更申請項目等 (選択項目の変更内容等)
(例) 選択申請項目の変更内容、納税証明書、財務諸表

③ 取消届

● 共通の取消届出事由

- ・ 合併・分割等で消滅、廃業、資格がなくなかった場合

● 共通の取消届出項目等

- ・ 共通取消届出項目等 (事業者特定情報、取消内容等)
(例) 届出日、本社住所、商号又は名称、取消事由、取消年月日

④ 合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等

● 合併等に伴う共通の申請種別、申請事由

- ・ 新規申請、変更申請、取消届により申請
- ・ 合併、分割、事業譲渡、法人成り、個人成り、その他法人格の変動

● 共通の合併等申請項目等 (新規申請等の申請項目等に加えて申請)

- (i) 共通合併等申請項目等 (組織形態の変更等の内容)
(例) 組織形態の変更等の種類、事業者の構成、契約書の写し

- (ii) 選択合併等申請項目等 (適正性審査・格付けのための情報)
(例) 合併時自己資本額明細

- 建設工事等の新規申請・更新申請、変更申請、再審査申請、業種追加申請及び取消届に係る共通の申請項目・必要書類等を設定

① 新規申請・更新申請

● 共通の申請項目等

(i) 共通申請項目等

(申請項目数 建設工事 57 / 測量・建設コンサルタント等 55)

(必要書類数 建設工事 4 / 測量・建設コンサルタント等 3)

- ➔ 事業者を特定するための情報等を設定 (= 事業者特定情報)

(例) 本社住所、商号又は名称、建設業許可番号(建設工事の場合)、登記事項証明書

(ii) 選択申請項目等

(申請項目数 建設工事 293 / 測量・建設コンサルタント等 242)

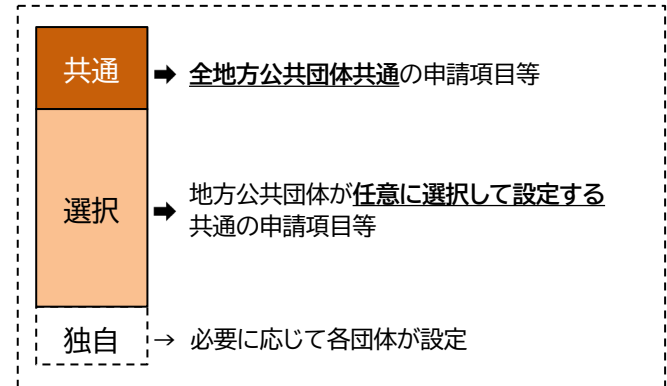
(必要書類数 建設工事 46 / 測量・建設コンサルタント等 48)

- ➔ 適正性審査・格付けのための情報等を設定

(例) 経営事項審査情報(建設工事の場合)、技術者情報、納税証明書

(iii) 独自申請項目等 ※ 共通・選択のほか、必要に応じて独自申請項目等を設定可能

- ・ 地方公共団体独自の制度等に関するもの
- ・ 事業者に申請を求めなくとも確認できるもの
- ・ 適正性の審査や格付けに資さないもの
- ・ 申請方法の電子化・オンライン化にそぐわないもの 等



● 建設工事特有の申請項目等

- ・ 建設業許可に関する申請項目等
➔ 共通申請項目等
- ・ 経営事項審査に関する申請項目等
➔ 選択申請項目等

● 共通の業種

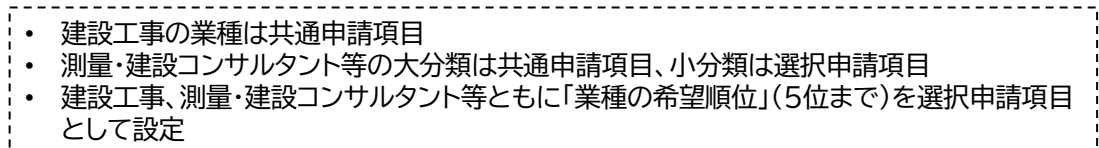
(i) 建設工事

- ➔ 建設業法に規定されている**29業種**を設定

(ii) 測量・建設コンサルタント等

(大分類:6業種、小分類38業種)

- ➔ 大分類として、生産物分類中に設定されている「**建築設計・同関連サービス**」、「**建設コンサルタントサービス**」、「**測量サービス**」、「**地質調査サービス**」、「**補償コンサルタントサービス**」に加え、「**不動産鑑定・土地家屋調査・登記手続**」を設定
- ➔ 小分類として、「**建設コンサルタントサービス**」及び「**補償コンサルタントサービス**」については、国土交通省が定める登録規程の登録部門を設定、その他の小分類については、国等が設定している業種を参考に意見照会の上、設定

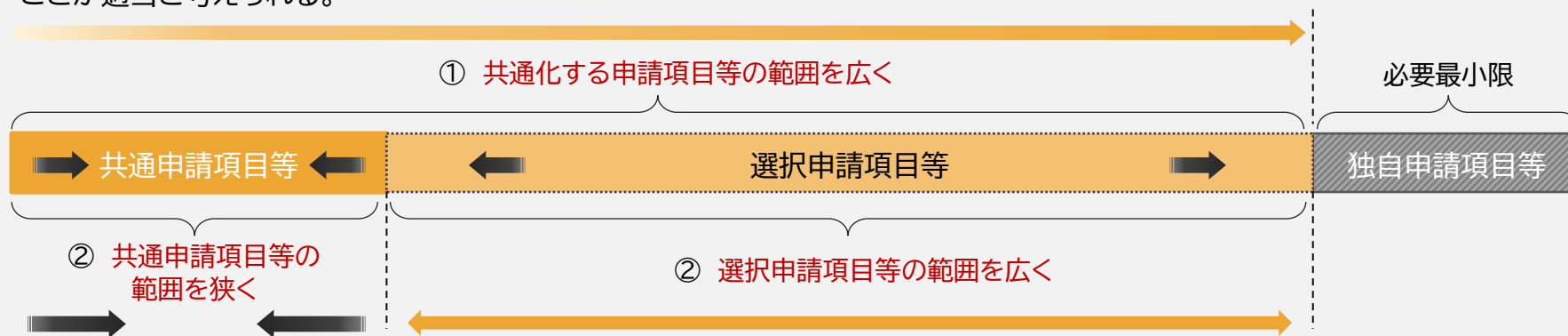


- 「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書」(令和7年3月)においては、「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会報告書」(令和5年12月)の提言を踏まえ、**物品・役務等の入札参加資格審査の申請項目等**について、以下の①及び②の申請項目等を定めて、**地方公共団体**が、①に加えて②の申請項目等を任意に選択して設け、さらに、**必要に応じて③の申請項目等を設ける**ことができるようにすることが考えられるとされた。

- ① **共通申請項目等** (全地方公共団体共通の申請項目及び必要書類)
- ② **選択申請項目等** (申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目及び必要書類)
- ③ **独自申請項目等** (地方公共団体独自の申請項目及び必要書類)

共通申請項目等・選択申請項目等・独自申請項目等の数の関係

- ・ **複数の地方公共団体に対して申請する事業者** (「共通」・「選択」の範囲が広いほど、申請に係る事務負担が軽減)
 - ・ 単一の地方公共団体のみに申請を行う**地域の中小事業者** (「共通」の範囲が広いほど、現に申請不要であった項目等の入力が必要)
 - ・ **個々の地方公共団体** (「共通」の範囲が広いほど、現に審査していなかった項目等の審査が必要) の視点から、
- ① **共通化する申請項目等(「共通」+「選択」)の範囲をできる限り広く**する(「独自」の申請項目等は必要最小限の範囲で設定)
 - ② 共通化する申請項目等については、できる限り**「共通」の申請項目等の範囲を狭くしつつ、「選択」の申請項目等の範囲を広く**することが適当と考えられる。



- 「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書」(令和7年3月)においては、**物品・役務等の共通・選択申請項目等の設定方法**を以下のとおり設定した。

① 共通申請項目等とするもの

- 事業者特定情報**(本社住所、商号又は名称等の事業者を特定するための情報であって、「適正性審査・格付情報」以外のもの。)であり、かつ、**地方公共団体の半数以上が設定しているもの**(③に該当するものを除く。)
(例) 本社住所、商号又は名称、代表者氏名、電話番号、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- 事業者特定情報**であり、かつ、**設定している地方公共団体が半数に満たないもののうち**、広域又は全国的な地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムにより、複数の地方公共団体に対して一括申請できるようにするに当たって必要となるものなど、**特に全ての地方公共団体が共通で申請を求める必要があると認められるもの**
(例) 申請先地方公共団体ごとの登録先、法人番号(事業者を一意とすることや、システム間で情報連携するために必要となるもの)

② 選択申請項目等とするもの

- 適正性審査・格付情報**(契約の適正な履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を判定するための情報。)に**該当するもの**(③に該当するものを除く。)
(例) 営業年数、製造・販売実績高、自己資本額、流動比率、常勤職員の人数、納税証明書、財務諸表
- 事業者特定情報**であり、かつ、**設定している地方公共団体が半数に満たないもののうち**、① ii に該当しないもの(③に該当するものを除く。)
(例) 組合員名簿

③ 共通・選択申請項目等としないもの(独自申請項目等となるもの)

- 地方公共団体独自の制度等に関するものなど、全国的な共通化になじまないもの
- 事業者に申請を求めなくとも地方公共団体において確認できるもの
- 入札参加資格審査(適正性審査や格付け)に資さないと考えられるもの
- 申請方法の電子化・オンライン化にそぐわないもの
- i からivまでのほか、共通・選択申請項目等として設定し、申請を求める必要性が低いと考えられるもの

- 建設工事等の共通・選択申請項目等の設定方法の考え方については、物品・役務等の方法を踏襲し、地方公共団体の設定状況を踏まえ、以下のとおりとすることが考えられるか。

① 共通申請項目・必要書類

- i. 事業者特定情報であり、かつ、地方公共団体の半数以上が設定しているもの(③独自申請項目等となるものに該当するものを除く。)

(例) 本社住所、商号又は名称、代表者氏名、建設業許可番号(建設工事の場合)、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

- ii. 事業者特定情報であり、かつ、設定している地方公共団体が半数に満たないもののうち、広域又は全国的な地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムにより、複数の地方公共団体に対して一括申請できるようにするに当たって必要となるものなど、特に全ての地方公共団体が共通で申請を求める必要があると認められるもの

(例) 行政書士番号、委任状(行政書士等の代理申請による場合)(行政書士の代理申請の適法性を確保するためするために必要となるもの)

② 選択申請項目・必要書類

- i. 適正性審査・格付情報に該当するもの(③独自申請項目等となるものに該当するものを除く。)

(例) 経営事項審査情報(建設工事の場合)、技術者情報、常勤職員の人数、納税証明書

- ii. 事業者特定情報であり、かつ、設定している地方公共団体が半数に満たないもののうち、① ii に該当しないもの(③独自申請項目等となるものに該当するものを除く。)

(例) WTO等案件の該当有無、入札・契約事務連絡先

③ 共通・選択申請項目等としないもの(独自申請項目・必要書類)

- i. 地方公共団体独自の制度等に関するものなど、全国的な共通化になじまないもの
(例) 地方公共団体独自の表彰・認定、特定の地方公共団体の区域における営業所の設置状況・従業員数
- ii. 事業者に申請を求めなくとも地方公共団体において確認できるもの
(例) 女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主認定通知書(所管省庁のHPから確認可能)
- iii. 入札参加資格審査(適正性審査や格付け)に資さないと考えられるもの
(例) 課税・免税事業者の別
- iv. 申請方法の電子化・オンライン化にそぐわないもの
(例) 使用印鑑届、印鑑証明書
- v. i からivまでのほか、共通・選択申請項目等として設定し、申請を求める必要性が低いと考えられるもの
(例) 意見照会の結果、現に設定している地方公共団体数が極めて少数である申請項目等

論点

- 建設工事等においては、物品・役務等と異なり、多くの地方公共団体が格付けを行っていることから、「現状、格付けの評価項目として使用している申請項目等のうち、たたき台に設定されていないもの」について、追加すべきとの意見が多くあった。
- 他方で、たたき台の申請項目の数が多いとの意見があったことや、事業者の事務負担を軽減する観点からは、申請項目等の数はできる限り少なくすることが望ましいことを踏まえると、共通・選択申請項目等として設定する必要性が低いと考えられるものについてまで、広く設定することは適当ではないと考えられるか。
- これを踏まえ、意見照会の結果、設定状況が極めて少数であった申請項目等(具体的には、地方公共団体の設定状況が10%未満であった申請項目等)については、独自申請項目等とすることが考えられるか。
- 申請項目等として追加すべきとする項目のうち、独自申請項目に該当するような項目以外については、共通・選択申請項目等の案に追加して再度意見照会を行い、設定状況を確認することとするか。

【申請項目の性格】

【建設工事等の申請項目】

事業者特定情報

事業者名称、電話番号等の事業者を特定するための情報であって、「適正性審査・格付情報」以外のもの。

地方公共団体の設定状況が50%以上(① i)

地方公共団体の設定状況が50%未満であるが、共通化に当たり、特に全ての地方公共団体が共通で申請を求めると認められるもの(① ii)

建設工事等の
共通申請項目等

適正性審査・格付情報

契約の適正な履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を判定するための情報。

独自申請項目等を除いた適正性審査・格付け情報(② i)

地方公共団体の設定状況が50%未満で
① iiに該当しないもの(② ii)

建設工事等の
選択申請項目等

- 地方公共団体独自の制度等に関するものなど、全国的な共通化になじまないもの
- 事業者に申請を求めなくとも地方公共団体において確認できるもの
- 入札参加資格審査(適正性審査や格付け)に資さないと考えられるもの
- 申請方法の電子化・オンライン化にそぐわないもの
- 上記のほか、共通・選択申請項目等として設定し、申請を求めると必要性が低いと考えられるもの(意見照会の結果、現に設定している地方公共団体数が極めて少数(10%未満)である申請項目等)

建設工事等の
独自申請項目等
or
各団体の判断で廃止

1 申請項目等の設定経緯

2 資格区分間の共通・選択申請項目等の整理について

現状

- 昨年度の検討において取りまとめた物品・役務等の共通・選択申請項目等と今年度検討を行った建設工事及び測量・建設コンサルタント等の共通・選択申請項目等を比較すると、資格区分間で複数の差異が生じている。
- これらの差異の中には、主に以下の2つが混在していると考えられる。
 - 法令や業務内容の性質から生じている制度上必要と考えられる差異
例 建設業許可や経営事項審査に係る項目等(建設工事にのみ必要なもの)、技術者資格(資格区分ごとに確認すべき資格が異なるもの)
 - 共通・選択申請項目等の整理過程や運用の違い等から生じており、制度上必ずしも必要ではない差異
例 物品・役務等のみ、「入札契約事務担当者」の項目が設定されていないこと
物品・役務等と測量・建設コンサルタント等で「営業年数」の考え方が異なっていること
- その結果、事業者及び地方公共団体において、以下のような課題が生じていると考えられる。
 - ・ 同様の趣旨で設定された情報であっても、資格区分ごとに取扱いが異なる場合や、他の区分では求めている基本的な情報が申請項目等として設定されていない場合があり、複数の資格区分に申請する事業者にとって分かりにくく、確認の手間等の事務負担が増加する。
 - ・ 地方公共団体においても、類似した内容を複数回審査する必要があるなど、審査の事務負担が増加する。

論点

- 特に、市町村においては、全ての資格区分を同一部署において、同一時期に、同一のシステムで受け付けている場合が多く、こうした実態を踏まえると、事業者の基本的な情報については、資格区分を超えて共通的に取り扱うことが望ましいと考えられるか。
- これを踏まえると、現在生じている差異について、法令や業務内容等に照らし、制度上必要な差異であるかどうかを改めて整理した上で、必要でないと考えられる差異については、資格区分間で申請項目等の整理・統一を検討する必要があるか。
- また、差異を残す場合についても、その理由や位置付けを明確に整理しておく必要があるか。
- これらについては、将来、共通システムのデータ要件等の具体的な検討に入る前提として整理しておく必要があると考えられることから、来年度の項目・申請方法等検討部会※において、検討することが考えられるか。

※ 物品・役務等、建設工事、測量・建設コンサルタント等の全ての実務担当者から意見を伺う必要がある。

資格区分間の共通・選択申請項目等の整理の方針

- 項目・申請方法等検討部会(第17回)で示したとおり、資格区分間の差異について整理・統一を行う。
- 整理にしていくにあたり、共通システムのデータ要件等の検討の前提として整理することや、共通化による地方公共団体の業務改善・事務負担の軽減や、申請事業者の事務負担の軽減を図るべき観点を踏まえ、以下の視点での検討が必要か。

検討の視点

視点① 申請事業者における事務負担

- 資格区分間で差異が生じている項目等につき、申請を行う事業者にとっては、基本的には差異を解消することが申請に係る事務の軽減につながると考えられる(差異が多いほど、複数の資格区分に申請を行う申請者にとっては、申請項目や必要書類が多くなる)。

視点② 地方公共団体における事務負担

- 資格区分間で差異が生じている項目等につき、申請を受け付ける個々の地方公共団体においても、基本的には差異を解消することが受付事務の軽減につながると考えられる(複数の資格区分の同じ申請項目に差異がある場合、異なる観点での審査が必要となる)。

視点③ 差異を許容する合理性

- 特定の資格区分にのみ設定される項目等の差異を、他の資格区分において、事務負担を増やして統一する合理性があるか検討を行う必要がある(特定の区分でのみ格付け等に使用している項目について、他の資格区分において契約の適正な履行の確保の観点から真に必要な情報であるかどうか 等)

視点④ 差異の統一により見込まれる行動変容

- 共通システムにおける活用を前提としていることを踏まえると、申請項目等が地方公共団体の行動を一定程度方向付けることが想定される(格付け等に必要情報が共通・選択申請項目となっていないと独自申請項目を増やす方向に働く、格付け等に使用していなかった情報が選択申請項目となることで未使用団体でも使用されやすくなる 等)。
- このため、差異の統一により見込まれる行動変容が共通化・デジタル化の目的に沿うものかを考慮する必要がある。

資格区分間の共通・選択申請項目等の整理の方針

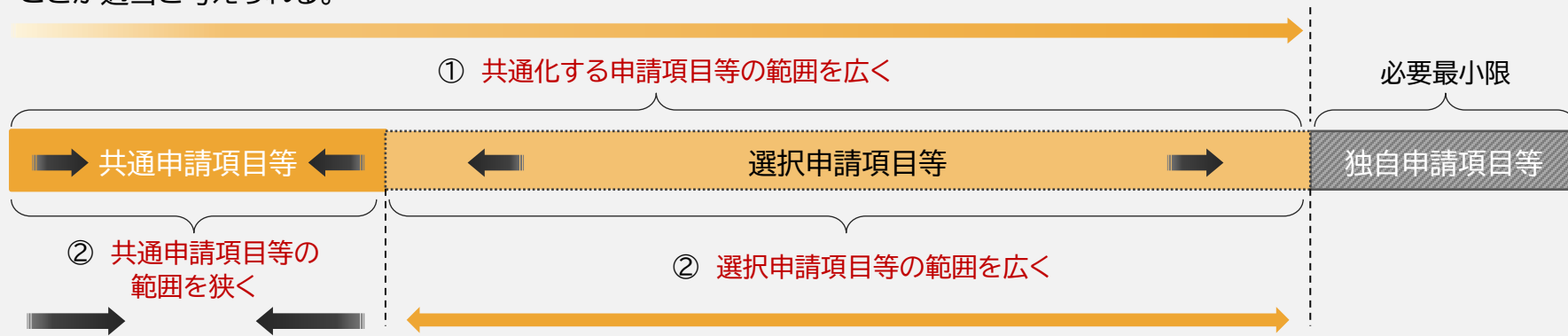
検討の視点(続き)

視点⑤共通・選択・独自申請項目等の数の関係

- 共通化する申請項目の(「共通」+「選択」申請項目)範囲を広くし、共通化する申請項目等のうち「共通」の範囲を狭く、「選択」の範囲を広くすることが、申請事業者と地方公共団体の双方の事務負担の軽減に資すると考えられる(以下参照)。

共通申請項目等・選択申請項目等・独自申請項目等の数の関係(再掲)

- 複数の地方公共団体に対して申請する事業者(「共通」・「選択」の範囲が広いほど、申請に係る事務負担が軽減)
 - 単一の地方公共団体のみに申請を行う地域の中小事業者(「共通」の範囲が広いほど、現に申請不要であった項目等の入力が必要)
 - 個々の地方公共団体(「共通」の範囲が広いほど、現に審査していなかった項目等の審査が必要)の視点から、
- ① 共通化する申請項目等(「共通」+「選択」)の範囲をできる限り広くする(「独自」の申請項目等は必要最小限の範囲で設定)
 - ② 共通化する申請項目等については、できる限り「共通」の申請項目等の範囲を狭くしつつ、「選択」の申請項目等の範囲を広くすることが適当と考えられる。



論点

- 以上の視点を踏まえつつ、次ページ及び別紙「資格区分間の共通・選択申請項目等の比較」のとおり対応方針を整理。
 - ➔ これらのとおり資格区分間の差異を許容、又は統一(解消)することに懸念はあるか。
- その上で、共通システムのデータ要件等の検討の前提としていることから、これらの整理に関して、意見照会を実施した上で取扱いを決定することとするか。

資格区分間の共通・選択申請項目等の整理の方針

整理フロー

差異の性質

差異の発生理由

対応方針

整理結果

制度上の差異により取扱いが異なっている項目

(A)法令・業務内容の性質による差異がある項目
 例：建設業許可番号、経営事項審査情報、技術者資格、建設コンサルタントの登録を受けている事業

(必要な差異)

(A)
差異を許容

制度上の差異がないが、取扱いが異なっている項目

(a)(事業者特定情報)設定率と「特に全ての地方公共団体が共通で申請を求める必要がある」か否かの判定の際に生じた差異
 例：入札・契約事務担当者、業者種別の官公需適格組合

全ての地方公共団体が共通で申請を求めるべき積極的理由の有無及び視点①～⑤を踏まえて差異の必要性を検討。

(a-1)
差異を許容

(a-2)
取扱いを統一

(b)(適正性審査・格付け情報)選択申請項目に位置づける必要性が低い情報に該当するか否かの判定の際に生じた差異
 例：営業所技術職員数、課税事業者・免税事業者の別

選択申請項目に位置づける積極的理由の有無及び視点①～⑤を踏まえて検討。

(b-1)
差異を許容

(b-2)
取扱いを統一
可能な限り選択申請項目へ

(c)検討過程で個別の意見等を踏まえて共通/選択/独自在決定されたことによる差異
 例：プライバシーマーク取得状況

視点①～⑤を踏まえると明らかに不合理である場合を除き、必要な差異とする

(c)
差異を許容

(d)同じ項目が設定されているが、定義や考え方が異なる
 例：営業年数の起算日の考え方

最も妥当と思われる項目に統一(明らかに統一できないものを除く)

(d),(e)
取扱いを統一
可能な限り選択申請項目へ

(e)その他、取扱いを統一すべきもの
 例：保護観察対象者等の協力雇用主への登録状況

最も妥当と思われる項目に統一(明らかに統一できないものを除く)

資格区分間の共通・選択申請項目等の整理結果

整理結果(申請項目)

(A)法令・業務内容の性質による差異がある項目

- ・ 免許制度、登録制度に係る情報であり、特定の資格区分でのみ必要(建設業許可番号や建設コンサルタント登録 等)
- ・ 建設工事では経営事項審査で確認しているため不要(売上実績や自己資本額 等)
- ・ 特定の資格区分の業務状況の確認にのみ必要(印刷設備の状況 等)

➡(A)全ての項目について差異を許容するか。

(a)(事業者特定情報)判定の際に生じた差異

- ・ 資格区分に関わらず必要性あり(入札・契約事務担当者 等)
- ・ 全ての地方公共団体で共通して求めるべき積極的理由がなく、システム上で合理化も想定できる(資本関係のある会社の法人番号、役員の兼任先の法人番号 等)

➡(a-2)申請項目として統一して設定するか。

※ (a-1)差異を許容すべきと考えられる項目は見られなかった。

(d)同じ項目が設定されているが、定義や考え方が異なる

- ・ 算出方法(営業年数の起算日に複数の基準が混在、障害者実雇用率を直接取るか雇用人数から算出するか 等)
- ・ 参照制度の定義(ISO9000シリーズとISO9001が混在)
- ・ (都道府県のみ)営業所登録可能数が1つか複数か

➡(d)定義や考え方を統一することに特段の支障が無いと考えられるため、取扱いを統一するか。

(b)(適正性審査・格付け情報)判定の際に生じた差異

- ・ 特定の資格区分でのみ格付け情報等としての必要性が高い、もしくは低い(営業所技術職員数 等)
- ・ 資格区分間で差異を設ける必要性が特にならない(営業利益、納税金額、消費税課税/免税の別、入札参加資格停止の状況 等)

➡(b-1)特定の資格区分で選択申請項目とする積極的理由があるため、差異を許容するか

➡(b-2)独自申請項目とする積極的理由がないため、申請項目に統一するか。

- ・ 区分に応じた選択肢を選べばよい項目(主たる事業の種類の「物品の買受」)

➡(b-2)事務負担に影響しないため、統一して設定するか。

(c)個別の意見等を踏まえて決定されたことによる差異

いずれも個別意見を踏まえた項目であり、差異が生じていることにつき明らかな不合理も認められない(ISMS認証取得有無、プライバシーマーク取得有無、誓約事項 等)。

➡(c)全ての項目について差異を許容するか。

資格区分間の共通・選択申請項目等の整理結果

整理結果(申請項目)(続き)

(e)その他、取り扱いを統一すべきもの

政策的背景から優遇措置があり、その趣旨が特定の資格区分に限らない項目(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の届出状況 等)

➡(e)資格区分に関わらず統一的に扱うべきものであると考えられるため、取扱いを統一するか。

整理結果(必要書類)

(A)法令・業務内容の性質による差異がある項目

- 免許制度、登録制度に係る情報であり、特定の資格区分でのみ必要(建設業許可申請に係る申請様式等の書類、経営事項審査に係る総合評定通知等の書類、物品・役務等の営業等の許可・認可・登録等の証明書等、測量・建設コンサルタントの登録(許可)証明書等 等)
- 建設工事では経営事項審査で確認しているため不要(財務諸表 等)
- 特定の資格区分の業務状況の確認にのみ必要(建設業労働災害防止協会の加入証明書、道路除排雪業務活動の状況が確認できる書類 等)

➡(A)全ての申請書類について差異を許容するか。

(b) (適正性審査・格付け情報)判定の際に生じた差異

- 特定の区分でのみ格付け情報等としての必要性が高い、もしくは低い(納税証明書その1(法人税、地方税及び地方消費税)、技術職員の常勤性を確認できる書類、ISMS登録証、プライバシーマーク登録証 等)
- 資格区分間で差異を設ける必要性が特でない(障害者雇用状況報告書、ユースエール認定の認定通知書、消防団協力事業所表示制度の登録証 等)

➡(b-1)特定の資格区分で選択必要書類とする積極的理由があるため、差異を許容するか。

➡(b-2)独自必要書類とする積極的理由がないため、申請項目に統一するか。

(e)その他、取り扱いを統一すべきもの

- 参照制度の定義(ISO9000シリーズとISO9001が混在)

➡(d)定義や考え方を統一することに特段の支障が無いと考えられるため、取扱いを統一するか。

(a)(事業者特定情報)判定の際に生じた差異、(c)個別の意見等を踏まえて決定されたことによる差異、(d)同じ項目が設定されているが、定義や考え方が異なる に該当する申請書類は見られなかった。